

要綱・要領の改正について

熊本市行政区画等審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、区の編成等に関する事項について調査・審議を行い、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 熊本市の住民
- (3) 市内の公共的団体等から推薦された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、当該諮問等にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

(検討部会)

第7条 審議会の運営上、必要と認める場合は、検討部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

熊本市行政区画等審議会検討部会運営要領

（趣旨）

第1条 熊本市行政区画等審議会要綱第7条の規定に基づき設置する熊本市行政区画等審議会検討部会（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 検討部会は、熊本市行政区画等審議会（以下、「審議会」という。）の会長が必要と認める事項について検討を行う。

（組織）

第3条 検討部会の部会長及び部会員は、審議会の会長が審議会の委員の中から指名する。

2 部会長は、会務を総理し、部会員を代表する。

（会議）

第4条 検討部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じ召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に専門部員として出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

（検討結果）

第5条 部会長は、検討結果を審議会に報告する。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、地域政策課において処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

要望書の提出状況について

第2次熊本市行政区画等審議会答申書（平成30年2月14日 行政区画の変更について）の付帯事項「この地域については、これまでの経緯を考慮し、地域の要望を確認した上で、審議会での協議を検討すること（一部抜粋）」に該当する2地域のうち、保田窪2丁目2番街区から要望書の提出があった。

（1）壺川校区第17町内自治会

地域説明会及び要望書の状況（未提出）

平成30年3月26日	住民説明会
	代表者から事務局に要望書を提出する意向の表明
4月16日以降	事務局から関係地域自治会等の役員への説明
9月9日	高平台校区第1-1町内自治会総会で事務局説明
10月24日	代表者から事務局に「申入書」（参考資料2）を提出

（2）保田窪2丁目2番街区

地域説明会及び要望書提出の状況

平成30年3月28日	事務局から答申書の内容を代表者へ説明
7月10日	住民説明会
	代表者から事務局へ要望書を提出する意向の表明
8月3日～6日	事務局から関係地域自治会等の役員への説明
9月26日	代表者から事務局へ区の変更に関する要望書 （参考資料3）の提出
9月26日～	事務局調査

保田窪2丁目2番街区の要望書について

◆区境変更の審査基準

- ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること
- イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること
- ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること
- エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること
- オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること

- (1) 「ア」地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めることについて
 - 当初から変更を要望していた最小限の範囲（産業道路から南の、保田窪2丁目2番街区のみ）

- (2) 「イ」居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていることについて
 - 居住者全員の同意について
住民基本台帳上の居住者50名中、署名51名あり。
⇒住民基本台帳、居住実態からみた対象者全員の同意を確認
※1 署名51名のうち、住民基本台帳に掲載のない居住者3名の署名あり。
※2 住民基本台帳上の居住者50名のうち、2名は現在居住実態なし。
 - 地権者の概ね全員の同意について
居住者ではないが、土地・建物等を所有している地権者8名を確認。
⇒概ね全員の地権者の同意を確認

- (3) 「ウ」地元及び隣接自治会等の理解が得られていることについて
 - ・ 帯山西校区自治協議会
 - ・ 帯山西校区第1町内自治会
 - ・ 西原校区自治協議会
 - ・ 西原校区第1町内自治会
 - ⇒以上の4団体からの同意書を確認

- (4) 「エ」今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であることについて
 - ⇒今回の案件は、調査要件に該当しない。

- (5) 「オ」市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていることについて
 - 要望書に「変更が必要である理由、根拠」の記載あり。
⇒今後の審議対象事項